

<新着情報・重要なお知らせ>

1. 職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

～業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります～

■業務により新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となります。

例えば、次の様な場合には、労災保険給付の対象となります。

・感染経路が業務によることが明らかな場合

・**感染経路が不明の場合でも**、複数の感染者が確認された労働環境下での業務、顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務等の感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

・医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

・症状が持続し(罹患後症状があり)、療養等が必要と認められる場合

■業務に起因して感染した労働者やそのご遺族は、正社員、パート等の雇用形態によらず、保険給付を受けられます。

■**保険給付の請求は、労働者ご自身が行うものです。**感染経路が不明であることなどにより、請求書に会社からの証明が受けられない場合、まずは労働基準監督署にご相談ください。

《労災請求やご相談はお近くの労働基準監督署へ》

担当：労災補償課 (林、矢次) 電話：043-221-4313

2. 求職者支援制度による非正規雇用労働者の再就職、転職、能力開発への支援の強化

コロナの影響を受けて離職を余儀なくされた非正規雇用労働者や、シフトが減って厳しい状況に置かれている非正規雇用労働者などに、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら無料の職業訓練を受講する機会を提供する求職者支援制度の活用を進める特例措置などを設け、非正規雇用労働者の再就職、転職、能力開発への支援を強化する

★支援強化の主なポイント



1. 求職者支援制度の活用を促進する特例措置(令和4年3月末までの措置)

・職業訓練受講給付金の出席要件の緩和(**やむを得ない欠席以外の欠席を訓練実施日の2割まで認め、欠席日の給付金を日割りで減額する特例を導入する**)

* やむを得ない理由なく、1日でも欠席、遅刻、早退すると給付金を受給できない厳格な要件を緩和し、利用を促進する

・職業訓練受講給付金の世帯収入要件の緩和(**月25万円以下→月40万円以下**)

* 親や配偶者と同居している非正規雇用労働者などが、給付金を受給しながら訓練を受講しやすくするため、要件を緩和する

2. 働きながら訓練を受講しやすくする特例措置(令和4年3月末までの措置)

・**訓練対象者の拡大(離転職せずに働きながらスキルアップに取り組もうとする者を訓練対象者とする)**

* 現在の訓練対象者(離転職を前提に訓練を受講する者)に、転職せずに働きながらスキルアップに取り組もうとする者を加え、ステップアップを目指す非正規雇用労働者などの主体的な能力開発の取組みを支援する

担当：職業安定部訓練室(今野) 電話：043-221-4087